

食安検発第0610001号
平成20年6月10日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部企画情報課
検疫所業務管理室長
(公印省略)

オーストラリア産大麦の取扱いについて

大麦については、食品衛生法施行規則第32条第4項の規定に基づき、いわゆる計画輸入制度の対象食品として取り扱っているところですが、今般、オーストラリア産大麦については、国内での自主検査の結果、基準値を超えるアミトラズ及びフィプロニルが検出されたことから、平成20年5月13日付け輸入食品安全対策室事務連絡「モニタリング検査の強化について（オーストラリア産大麦及びその加工品）」により、オーストラリア産大麦及びその加工品について残留農薬（アミトラズ及びフィプロニル）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとされたところです。

については、オーストラリア産大麦については、食品衛生法施行規則第32条第4項ただし書きに該当する事例と考えられるので、各検疫所におかれては昭和61年3月31日付け衛検第91号の第3の4（2）に従い当該事案について公示するとともに、輸入計画を記載した輸入届出書を受け付けた検疫所にあつては、輸入者あて同通知別記様式第3号により通知するようお願いいたします。